

## 2 「バイオマス・ニッポン総合戦略」策定までの主な経緯

時 点	事 項
平成 10 年6月	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)が制定
平成 14 年1月	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第 208 号)が改正。新エネルギーの一つとしてバイオマスが追加
平成 14 年3月	新たな「地球温暖化対策推進大綱」(平成 14 年3月 19 日地球温暖化対策推進本部決定)。新エネルギー対策で、2010 年度導入目標量 1,910 万 KL のうち、バイオマスは、発電 33 万 KW、熱利用 67 万 KW
平成 14 年6月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)において、農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進についての具体策を平成 14 年度中にとりまとめる等計画的に取り組むことが明記
平成 14 年 12 月	「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成 14 年 12 月 27 日閣議決定)
平成 15 年2月	「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」設置
平成 15 年4月	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成 14 年法律第 62 号)が施行。電気事業者に一定量以上の新エネルギーによる電気の利用が義務付け
平成 17 年2月	京都議定書発効。基準年(平成 2 年)の温室効果ガス排出量に比べ 6%削減を、平成 20 年～24 年(第 1 約束期間)に達成することが義務付け
平成 17 年4月	「京都議定書目標達成計画」(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)。新エネルギー対策で、2010 年度導入目標量 1,910 万 KL のうち、バイオマス熱利用が 308 万 KL(輸送用燃料 50 万 KL を含む)
平成 18 年3月	新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)。バイオマス熱利用 308 万 KL(輸送用燃料 50 万 KL を含む)が数値目標として追加
平成 19 年2月	「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」(平成 19 年2月 バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議とりまとめ)。2011 年目標として、国産バイオ燃料5万 KL
平成 20 年3月	「バイオ燃料技術革新計画」(平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会とりまとめ)。セルロース系バイオマス燃料の生産についての具体的な目標、技術開発、ロードマップ等
平成 20 年 10 月	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)が施行